

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険制度が見直された。改正後の国民健康保険制度では、都道府県は、市町村ごとの医療費水準、所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金の額を決定し、また、これを納付するための税率等を算定し、標準保険料率として市町村へ示すこととされており、神奈川県では、県内の市町村に対し、令和5年1月11日付で標準保険料率が示された。これらに伴い、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、標準保険料率に準じた税率の改定等のため、本条例の一部改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の税率等の改定【第3条、第5条から第9条まで及び第12条】

国民健康保険税を構成する「基礎課税額」（第3条・第5条・第6条）、「後期高齢者支援金等課税額」（第7条・第8条）及び「介護納付金課税額」（第9条・第12条）の税率等を次のとおり改定する。

区 分		所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
基礎課税額（※）	現行	6.25%	27,900円	15,300円
	改正	<u>6.47%</u>	<u>27,600円</u>	<u>19,900円</u>
後期高齢者支援金等課税額	現行	2.54%	14,000円	
	改正	<u>2.70%</u>	<u>15,600円</u>	
介護納付金課税額	現行	2.40%	16,300円	2,300円
	改正	<u>2.29%</u>	16,300円	<u>2,200円</u>

※基礎課税額の世帯別平等割額は、特定世帯は1/2減した額とし、特定継続世帯は1/4減した額とする。

・特定世帯…国民健康保険世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったため、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、国民健康保険の資格を喪失した日の属する月(特定月)以後5年を経過する月までの間にあるものをいう。

・特定継続世帯…国民健康保険世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったため、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるものをいう。

(2) 税率等の変更に伴う減額措置の改定【第25条第1項及び第2項】

ア 「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」における所得区分に応じた減額措置（7割・5割・2割）について、（1）に伴い減額割合ごとに改定する。

イ 子ども（未就学児）に係る「基礎課税額」及び「後期高齢者支援金等課税額」の「被保険者均等割額」の5割減額措置について、（1）に伴い改定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 適用区分

改正後の条例は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。